

# 小松法人会 だより

第115号

平成28年1月1日発行

発行者：公益社団法人 小松法人会

編 集：広報委員会

地 域：小松市・加賀市・能美市・能美郡

事務局：小松市園町二の1 小松商工会議所内

TEL0761-24-2624 FAX0761-23-3825

E-mail hou-koma@circus.ocn.ne.jp



新年  
2016

## 新春のごあいさつ

新年明けましておめでとうございます。  
会員の皆様には、健やかに平成28年の初春をお迎えのこととお慶び申し上げます。  
昨年は、当法人会の活動に対しまして、深いご理解と格別のご支援を賜りましたことを心より厚くお礼申し上げます。

さて、我々を取り巻く環境を見てみると、昨年は景気回復の効果が少しずつ地方にまで及んできたように思われ、加えて、昨年3月の北陸新幹線の金沢開業によって北陸への入込客が増加して各観光地等は大変にぎわっております。

さらに申年は「魔が去る(申)年」ということで、明るく活気のある良い年になるとと言われておりますので、この新しい年が会員の皆様にとって明るく活気のある良い年となることを願っております。

当小松法人会は、平成24年度より公益社団法人としてスタートし、公益を中心とした事業への実践に取り組んでまいりました。

こうした中で、昨年全法連では、新公益法人制度の下、法人会が更に税制・税務を中心に社会全体に貢献していくことを明らかにするため、『法人会は税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する、経営者の団体である』との法人会の「理念」を決定いたしました。

当小松法人会でもこの「理念」に沿って、より一層公益社団法人として、租税教室、講演会活動、社会貢献活動等といった公益性の高い社会のニーズに応えられる事業に積極的に取り組み、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献して参りたいと考えておりますので、皆様方には、本年も旧年に倍しまして、法人会活動に深いご理解とご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

結びに、会員の皆様方のますますのご健勝と会員各社の事業のご発展並びにご家族のご健勝を心から祈念いたしますとともに、関係ご当局、友誼団体の変わらぬご指導を賜りますようお願い申し上げまして新年のご挨拶とさせていただきます。



公益社団法人小松法人会 会長  
江口 介一



## 〈石川県・各市町からのお知らせ〉

## 個人住民税の特別徴収のお知らせ

事業主のみなさまへ

**従業員の個人住民税は、事業主の特別徴収が法律で義務づけられています！**

～個人住民税の特別徴収とは～

所得税の源泉徴収と同じように、事業主が従業員に代わって、毎月の給与から個人住民税（市町民税+県民税）を徴収（給与天引き）し、従業員の住所地の市町へ毎月納入する制度です。

なお、従業員が常時10名未満の事業所等は、市町長の承認を受けて年12回の納期を年2回にする納期の特例制度がありますので、詳しくは各市町へ御相談ください。

《お問い合わせ先》 ◎手続について 小松市税務課 TEL: 0761-24-8030

加賀市税料金課 TEL: 0761-72-7815

能美市税務課 TEL: 0761-58-2206

川北町税務課 TEL: 076-277-1111

◎制度について 石川県総務部税務課 TEL: 076-225-1271



県税キャラクター  
七くん

## 年頭のごあいさつ

小松税務署長  
上田 好一



平成28年の新春を迎え、公益社団法人小松法人会の皆様方に謹んで新年のお慶びを申し上げます。

また、皆様方には、平素より税務行政に対しまして、格別の御理解と多大なる御協力を賜っており、この紙面をお借りしまして、厚くお礼申し上げます。

小松法人会におかれましては、「税のオピニオンリーダー」として、長年にわたり、税知識の普及・納税意識の向上のための啓蒙活動や社会貢献活動に取り組まれ、社会にとって大きな役割を果たしてこられております。

こうした活動に長年にわたり献身的に取り組まってきた、歴代の会長や役員の皆様方並びに会員の皆様方に対しまして、重ねてお礼申し上げますとともに、敬意を表する次第でございます。

さて、昨年も中国人観光客の「爆買い」が報道でも大きく取り上げられ話題になっていましたが、訪日外国人の数は、平成25年に初めて1,000万人を超えて以降、右肩上がりで増加しており、政府は、観光立国推進閣僚会議において平成32年までの目標を年間訪日外国人数3,000万人、年間インバウンド消費額4兆円に上方修正しています。

同時に地方の免税店を3倍にする目標を掲げ、外国人観光客向けにPRする「広域観光周遊7ルート」を認定しています。北陸地区については、東海・北陸・信州エリアを周遊する「昇龍道」として選定されており、今後の外国人観光客の増加が見込まれます。

既に御承知のとおり、平成26年10月に「外国人旅行者等免税制度」が改正され、それまで免税対象から除かれていた食品類・飲料類・薬品類・化粧品類等の消耗品を含め、すべての品目が免税対象となっております。制度改正から1年で、全国の免税店数は約3倍に増加しましたが、石川県では改正前の46件から250件へと政府目標を上回る5倍超の増加を達成し、更なる増加が期待されています。

私ども税務行政に携わる者としましては、この制度の円滑な定着に向け、適時適切に広報・周知をし、的確に対応していく所存であります。そのためには、貴会の皆様方との連携・協調が必要不可欠でありますので、更なるお力添えをいただきますよう、御理解と御協力をお願いいたします。

また、まもなく、平成27年分の所得税等の確定申告の時期を迎えます。

本年も引き続き、e-Tax や国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用した申告の推進により、納税者サービスの向上や事務処理の効率化を図ってまいりたいと考えております。

結びに当たりまして、小松法人会のますますの御発展と、新しい年が会員皆様方及び御家族の方々にとりまして、幸多き年となりますようお祈り申し上げまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。

### 平成27年分 申告所得税・復興特別所得税及び消費税・地方消費税（個人事業者）の確定申告と納税は正しくお早めに

#### 申告所得税及び復興特別所得税の場合

申告と納付の期限は

**3月15日(火)**

振替利用者の振替納付日

**4月20日(水)**

#### 消費税及び地方消費税の場合

申告と納付の期限は

**3月31日(木)**

振替利用者の振替納付日

**4月25日(月)**



<http://www.zenkokuhojinkei.or.jp>

## 「徳島大会」が開催

## 第32回 法人会全国大会

第32回法人会全国大会「徳島大会」が10月8日(木)、徳島県立産業観光交流センター(アステイとくしま)で盛大に開催され、全国から約1800名の会員が参加しました。当会からも江口会長をはじめ役員等が参加しました。

大会は、第一部で「日本の山里に、こんな仕事・移住企業もありますよ～地方創生の独創的ビジネス～」をテーマにパネルディスカッションが行われ、第二部の式典では、池田弘一全法連会長の主催者挨拶、中原広国税庁長官らの来賓挨拶の後、「平成28年度税制改正に関する提言」の報告等が行われて、式典は終了しました。

(注) 提言内容の詳細および具体的意見等については、全法連ホームページ「税の提言活動」のコーナーをご覧ください。

## II行動する法人会II

### 税制改正要望活動

小松法人会では、11月6日

(金)に第32回法人会全国大会で報告された「平成28年度税制改正に関する提言」の内容をもとに作成された『平成28年度税制改正に関する提言書』を和田小松市長並びに宮西小松市議会議長へ提出して陳情活動を行いました。

また、同日には当地区選出の衆議院議員である佐々木紀議員に対しても提言書を託し(秘書手渡し)、中小企業の立場から税制改正等を訴えました。

地域社会への貢献事業として、小松法人会と各商工会議所・商工会との共催による講演会を各支部で実施しました。多数の聴講ありがとうございました。講演会の詳細は左記のとおりで、当日各会場ではマイナンバー制度への対応をはじめとする税に関する各種の小冊子を希望者に無料で配付しました。

## 地域社会貢献活動

### ○各商工会議所・商工会との共催による講演会を実施

平成28年度 税制改正スローガン				
● 嶄しい財政状況を踏まえ 国・地方とも行財政改革の徹底を!				
● 中小企業の力強い成長なくして、 真の経済再生なし!				
● 法人の実効税率を早期に20%台に引き下げ、 軽減税率15%本則化の実現を!				
● 中小企業の円滑な事業承継のために、 欧州並みの本格的な税制の創設を!				

開催日	商工会議所等	講師・演題	開催日	商工会議所等
2111月 日(土)	1111月 日(水)	2810月 日(水)	1310月 日(火)	川北町 商工会
商工 能美市 会議 所	加賀 商工 會議 所	小松 商工 會議 所	(株)高島屋日本橋店 総務部顧客グループ 担当部長 敷田 正法氏 「日本橋高島屋コンシェルジュに学ぶ ～人の心を動かす「最高のおもてなし」 ～いま起こっていること、これから起こること～」	経済ジャーナリスト 須田 慎一郎氏 「安倍政権下での日本経済の行方」 政治評論家 加藤 清隆氏 「世界の中の日本」 「今後の政治・経済の課題と国際情勢」

東京新聞・中日新聞論説副主幹、  
作家ジャーナリスト 長谷川 幸洋氏  
「これからの日本経済を展望する」  
「安倍政権の重要な課題とその背景」



## 青年部会だより

### ○全国青年の集い 「茨城大会」に参加



青年部会（川腰栄一会長）では、11月19日（木）・20日（金）に水戸市において「漫遊いばらき～常世の国 魁の地にて 感性を研げ～」を大会スローガンに開催された第29回法人会全国青年の集いに、川腰会長以下4名が参加しました。

全国から約2200名の青年会員が参

加した大会では、租税教育活動を

通して日本の未来を担う青少年に

税の仕組み・税の大切さなどをよ

うにして伝えていくかや部会活動

充実のための部会員の増強等につ

いて活発に話し合われました。

において「漫遊いばらき～常世の国 魁の地にて 感性を研げ～」を大会スローガンに開催された第29回法人会全国青年の集いに、川腰会長以下4名が参加しました。

全国から約2200名の青年会員が参

加した大会では、租税教育活動を

通して日本の未来を担う青少年に

税の仕組み・税の大切さなどをよ

うにして伝えていくかや部会活動

充実のための部会員の増強等につ

いて活発に話し合われました。

## 女性部会だより

### ○除草作業で汗を流す

女性部会（加納陽子会長）では、毎年、春と秋の2回、社会貢献活動の一環として除草作業に取り組んでいます。

本年度も、秋の部として10月6日（火）に小松市と加賀市の二ヶ所で部会員25名が除草作業に汗を流し、道路沿いの花壇もスッキリとしました。



### ○老人施設を慰問

女性部会では、毎年、老人施設の慰問活動を行っており、本年度は、9月8日（火）に部会員等が小松市の「レイクサイド木場」を訪れ、マンドリンの演奏や踊りなどを披露して入所者らと楽しいひと時を過ごしました。

## 租税教育活動

### ○小学生の「租税教室」（4校9回）を開催

小松法人会（青年部会・女性部会）では、次代を担う子供たちに租税の意義や役割を正しく学んでもらうための租税教育活動を活動の大きな柱と位置付けており、本年度も小学六年生を対象に租税教室を開催しています。



### 租税教室の実施（計画）状況

#### ◇青年部会

開催日	学校名
12月1日(火)	湯野小学校(2回)
1月26日(火)	符津小学校(2回)
1月14日(木)	矢田野小学校(2回)
	予定

#### ◇女性部会

開催日	学校名
12月17日(木)	山代小学校(3回)

### ○クイズラリーで税の勉強

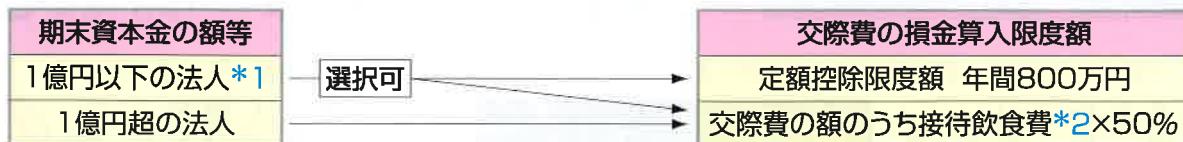
青年部会は、子供たちに遊びを通して税に関心を持つてもらおうと、6月7日（日）に加賀中央公園で開催された加賀子供まつり会場で「税金クイズラリー」を実施しました。

参加者のうち約700人の子供たちが公園内の10か所に設置されたクイズにチャレンジし、優秀賞を目指して広い会場を元気に駆け巡っていました。

## 交際費課税とは？

### 1 交際費の取扱い

平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度において支出する交際費については、以下の取扱いとなります。



\*1 資本金の額等が5億円以上の法人等の100%子法人等を除きます。

\*2 専ら、その法人の役員、従業員等に対する接待等のために支出する費用（社内交際費）を除きます。

この制度の適用を受ける場合には、②〈保存書類の記載事項〉の①、②、④、⑤を記載した書類の保存が必要になります。

### 2 1人当たり5,000円以下の飲食費の取扱い

平成28年3月31日までの間に開始する各事業年度において、法人が支出する飲食費（社内交際費を除く）のうち1人当たり5,000円以下の飲食費については、交際費の範囲から除かれ、①の交際費の損金算入限度額とは別に、全額損金に算入することができます。なお、下記の〈保存書類の記載事項〉を記載した書類を保存する必要があります。

飲食費（飲食その他これに類する行為のために要する費用）の対象は、以下のように区分されます。

飲食費に含まれる行為	飲食費に含まれない行為
<ul style="list-style-type: none"> <li>・得意先等社外の者に対する接待の際の飲食</li> <li>・得意先の行事の開催等に際して得意先の従業員等により飲食される弁当の差入れ 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・接待ゴルフに際してのゴルフ場における飲食等</li> <li>・お歳暮等における飲食物の詰め合わせの贈答等</li> </ul>

#### 〈保存書類の記載事項〉

① その飲食費に係る飲食等のあった年月日
② その飲食費に係る飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名又は名称及びその関係
③ その飲食費に係る飲食等に参加した者の数
④ その費用の金額並びにその飲食店、料理店等の名称及びその所在地
⑤ その他参考となるべき事項

## 社会保障・税番号制度の早わかり

### 国税分野におけるポイント



**ポイント①**

税務関係書類に番号を記載していただく必要があります！

#### 番号の記載が必要となる時期（例）

	記載対象	一般的な場合の提出時期
所得税	平成28年分以降の申告書から	（平成28年分の場合） 平成29年2月16日から3月15日まで
法人税	平成28年1月1日以後に開始する事業年度に係る申告書から	（平成28年12月末決算の場合） 平成29年2月28日まで
法定調書（注）	平成28年1月1日以後の金銭等の支払等に係る法定調書から	（例）平成28年分給与所得の源泉徴収票、平成28年分特定口座年間取引報告書 →平成29年1月31日まで
申請書届出書	平成28年1月1日以後に提出すべき申請書等から	各税法に規定する、提出すべき期限

（注）法定調書の対象となる金銭の支払を受ける者等の番号も記載する必要があります。

#### 番号記載のイメージ

消費税課税事業者届出書		
年	月	日
平成	29	3
年次課税	年次課税	年次課税
支拂い月	支拂い月	支拂い月
名義（略称）	名義（略称）	名義（略称）
個人番号	個人番号	個人番号
支拂い人番号	支拂い人番号	支拂い人番号
支拂い人名	支拂い人名	支拂い人名
支拂い人性別	支拂い人性別	支拂い人性別
支拂い人誕生日	支拂い人誕生日	支拂い人誕生日

ここに提出される方の番号を記載してください！



**ポイント②**

申告書等を提出する際に、本人確認が必要になります！

- 税務署等に個人番号を記載した申告書等を提出する際は、本人確認書類の提示又は本人確認書類の写しを申告書等に添付していただく必要があります。

《本人確認を行うときに使用する書類の例》

- 1 個人番号カード（番号確認と身元確認）
- 2 通知カード（番号確認）+ 運転免許証、健康保険の被保険者証など（身元確認）
  - ・ 通知カードとは、本人の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号が記載されたカードです。
  - ・ 個人番号カードとは、本人が市区町村に交付を申請し、通知カードと引換えに交付受けることができるカードです。個人番号カードには、本人の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号等が記載され、本人の写真が表示されます。



#### 社会保障・税番号制度の最新情報やお問い合わせはこちら

- ・ 内閣官房「社会保障・税番号制度」ホームページ  
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html> （マイナンバー）
- ・ マイナンバーのコールセンター（全国共通ナビダイヤル） 0570-20-0178  
※ ナビダイヤルは通話料がかかります。 平日9時30分～17時30分（土日祝日・年末年始を除く）

#### 国税に関する社会保障・税番号制度（法人番号を含む）の最新情報はこちら

国税庁ホームページのトップページ上段の  をクリック

<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>

最新情報は、随時更新しますので、お知らせコーナーをご覧ください。

## 資産税関係

### ● 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設 ●

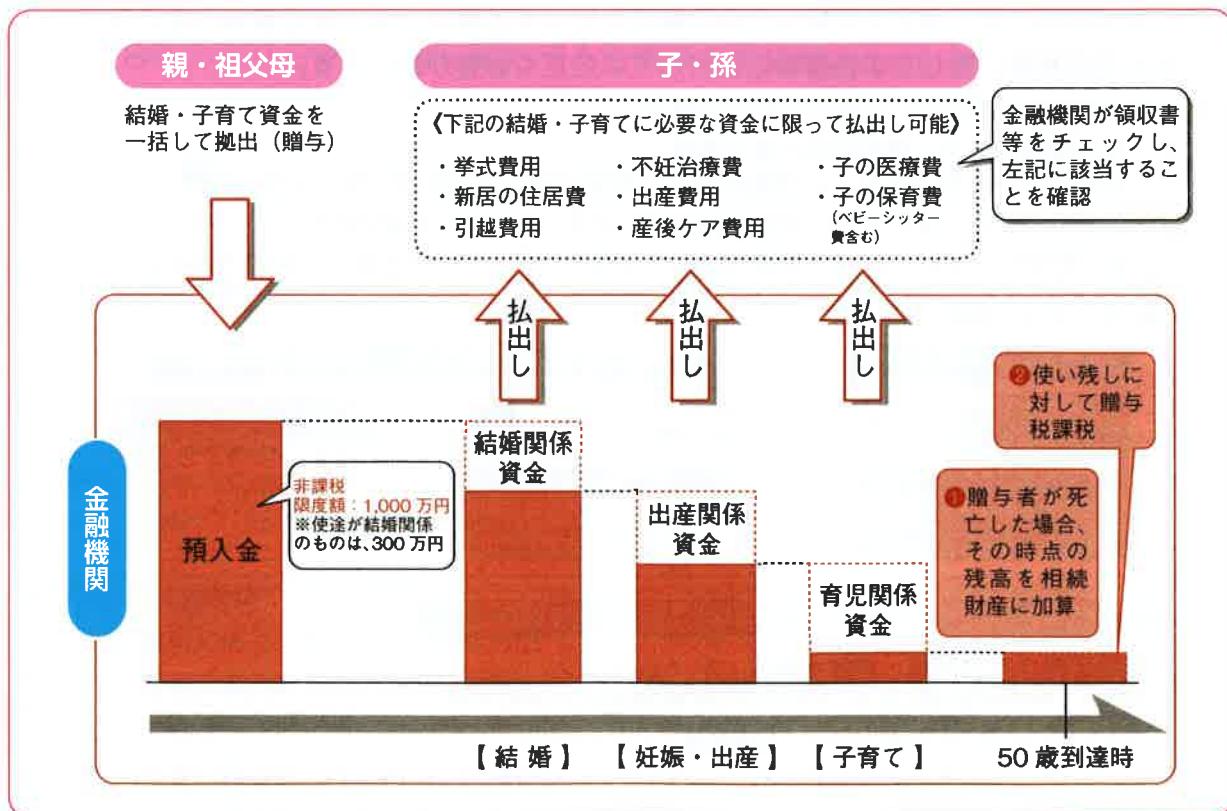
少子化対策として、両親や祖父母の資産を子や孫の世代に移転することで経済の活性化を促し、若年層の結婚、妊娠、出産、育児を後押しするために、これらに要する資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置が創設されました。

#### 制度の概要

- ① 親・祖父母（贈与者）は、金融機関（注1）に子・孫（20歳以上50歳未満。受贈者）名義の口座等を開設し、結婚・子育て資金を一括拠出。この資金について、子・孫ごとに1,000万円（結婚関係費用は300万円）までが非課税とされます。
- ② 相続税回避を防止するため、贈与者死亡時の残高が相続財産に加算されます（注2）。
- ③ 受贈者が50歳に達する日に口座は終了します。使い残しに対しては、贈与税が課税されます。

（注1） 金融機関とは、信託銀行、銀行及び証券会社をいいます。

（注2） 相続税の計算をする場合、孫等への遺贈に係る相続税額の2割加算の対象とされません。



#### 適用時期

平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に結婚・出産・子育てのために拠出される資金について適用されます。



堀 伸市 氏 角谷 俊隆 氏  
(小松法人会・理事) (小松法人会・副会長)  
(小松間税会・会長)



法人会や間税会等の活動を通じて納税道義の高揚に功績のあった者に贈られるもので、10月30日(金)にKKRホテル金沢において表彰式が挙行されました。

### 金沢国税局長表彰

平成二十七年度  
「納税表彰」  
受賞者

多年にわたる  
功績を称えて

表彰を受けられた方々は、法人会、青色申告会の発展に尽力され、その活動を通じて納税道義の高揚と税知識の普及に多大な貢献をされた方々です。  
なお、表彰式は11月13日(金)に小松税務署において挙行されました。

### 小松税務署長表彰

岸 省三 氏 (法人会功績)  
羽田 好之 氏 (法人会功績)  
中川 雅之 氏 (青色申告会功績)



平成27年度 納税表彰式  
平成27年11月13日 於 小松税務署

### 《石川県・各市町からのお知らせ》

#### 地方税の電子申告(eLTAX)のお知らせ

地方税の電子申告を行うには  
エルタックス

石川県及び県内19市町では、地方税の申告手続をインターネットで行うことができます。

自宅やオフィスで申告手続ができ、複数の地方公共団体へ作成した申告書を一度に送信することができますので、ぜひご利用ください。

◎利用時間：8:30～24:00(土日祝日、年末年始を除く。なお、繁忙期には休日開放される場合があります。詳しくは地方税電子化協議会のホームページをご確認ください。)

##### ◎対象税目

県 税：法人県民税、法人事業税、地方法人特別税

市町村税：法人市町村民税、個人住民税(給与支払報告書等)、固定資産税(償却資産)等

##### 《電子申告についてのお問い合わせ先》

一般社団法人 地方税電子化協議会

ホームページ <http://www.eltax.jp/>

電話 0570-081459、03-5500-7010 [IP電話やPHSなどの場合]

受付時間 9:00～17:00(土日祝日、年末年始を除く)



県税キャラクター  
直之くん

# 国税の納付は、簡単・便利な ダイレクト納付をご利用ください



## ダイレクト納付とは…

事前に税務署に届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告等又は納付情報登録依頼をした後に、簡単な操作で、届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができる便利な電子納税の納付手段です。



電子納税に電子証明書やICカードリーダライタは不要です。また、徴収高計算書の送信にも電子証明書は不要なので、特に源泉所得税及び復興特別所得税を納めている方におすすめです。

### 簡単

- インターネットを利用できるパソコンがあれば、簡単な手続で利用可能！
- インターネットバンキングの契約が不要！
- 金融機関や税務署の窓口に出向く必要がありません！

### 便利

- 即時又は納付日を指定して納付することが可能！
- 税理士が納税者に代わって納付手続を行うことが可能！

## ダイレクト納付を利用するには

### ① ダイレクト納付利用可能金融機関に預貯金口座がある

利用可能金融機関は国税庁ホームページ（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）でご確認ください。

### ② 利用者識別番号を取得する

e-Taxホームページ（[www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)）から、「e-Taxの開始届出書」をオンラインで提出し、利用者識別番号を取得してください（即時発行されます）。

### ③ ダイレクト納付利用届出書を提出する

「国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書」(P3)に署名、押印の上、書面で税務署に提出してください。

※ダイレクト納付が利用可能となるまでには、「ダイレクト納付利用届出書」を書面で提出してから、1か月程度かかります。

## 法人会のご案内



法人会は税のオピニオンリーダーとして  
企業の発展を支援し  
地域の振興に寄与し  
国と社会の繁栄に貢献する  
経営者の団体です

全法連URL <http://www.zenkokuhojinrai.or.jp>



企業の役に立つ「税制改正に関する提言」を  
国・地方自治体に行ってています

ビジネスにも役立つ多彩な  
出会いのチャンスを提供します

著名な講師による講演会や  
インターネットセミナーを開催しています

会員企業だけでなく社員個人も利用できる  
福利厚生が揃っています

## 法人会とは…

60年を超える歴史を有し、  
約82万社が加入する団体です！

昭和22年(1947年)4月に法人税もそれまでの賦課課税制度から申告納税制度に移行しました。しかし、当時の社会経済状況から、経営者が難解な税法を理解して、自主申告できるか危惧されました。

このため、申告納税制度の定着には納税者自身が団体を結成し、帳簿の整備、税知識の普及などを図る必要性が生じ、企業の間から自発的に法人会が誕生しました。

法人会は公平で健全な税制実現のため、会員企業の声を立法府等にアピールするとともに、税の啓発や租税教育を積極的に進めています。

### 社会に貢献する法人会！

法人会は長きにわたり、国の根幹とも言える「税」の分野を中心に活動してきました。今後ともその歴史を継承し、国家・社会に貢献する組織であり続けたい。この思いをもって、全国各地の法人会においても、統一的な事業やそれぞれの地域に密着した活動を展開しています。

### 経営に差がつく！

### 税の知識が身につく！人脈がひろがる！

刻々と変化する社会情勢下、企業の存続・発展を図るには、正しい知識と情報が必要です。法人会では各種研修会、セミナーや情報誌などを通じて、企業経営に求められる知識や情報を提供しています。

とくに、企業の健全経営を支える税の知識は、税務署や税理士とも協力しながら、研修会・説明会等を実施しています。

これらの研修会をはじめ各事業に参加することで、法人会に加入する様々な業種の経営者と知り合い、その交流を通じてお互いの経営感覚を磨き、自らの視野を広げることができます。

租税教育活動・税の啓発活動を  
積極的に行ってています

地域に密着した貢献活動で  
社会のお役に立っています

企業の人材教育や経営支援のための  
各種研修会を開催しています

活動への参加が会員相互の絆を深め  
組織力を生み出す源となります

## 法人会事務局からのお願い

下記事項に変更等がございましたら、公益社団法人 小松法人会事務局まで  
FAX(0761-23-3825)にてご連絡頂きますようお願い申し上げます。

### 変更届

公益社団法人  
小松法人会 御中

平成 年 月 日

所在 地  
法 人 名  
代 表 者 名  
電 話

(印)

	旧	新
商号 変更		
住所 変更	〒	〒
代表者 変更	役職名 氏 名	役職名 氏 名
その他の 変更	資本金・業種・電話番号・FAX番号等に変更がありましたら、ご記入願います。	

※提出いただいた個人情報は、研修会等の開催通知、機関紙等の送付、本会の事業活動のために利用し、  
それ以外の目的で利用することは一切ありません。

公益社団法人 小松法人会 事務局

小松市園町ニの1 小松商工会議所内

電話(0761)24-2624 FAX(0761)23-3825  
E-Mail hou-koma@circus.ocn.ne.jp